

公立大学法人沖縄県立芸術大学中期目標（素案）

沖縄は、古来、アジア諸国との交易を通じて多様な芸術文化を受け入れ、沖縄の精神的、文化的風土と融合させることで、亜熱帯の海に囲まれた美しい島々に、独特の芸術文化を育んできた。

昭和61年に開学した沖縄県立芸術大学は、今日までに多数の人材を輩出し、沖縄の豊かな芸術文化の伝統を受け継ぎ、新しい創造的芸術文化の形成及び発展を担ってきた。その間、教育研究で蓄積された芸術的資産及び能力を広く地域社会に還元すべく公開講座及び文化講座を開催し、また、県民に芸術鑑賞の機会を提供する等、地域社会に貢献してきたところである。

近年、少子高齢化やグローバル化等、大学を取り巻く社会環境が大きく変化し、求められる機能が拡大している中、沖縄県立芸術大学が担う意義や役割は極めて大きく、将来にわたって地域や社会の期待や要請に応えていくためには、地域及び社会のニーズを十分に反映した自由で活発な教育研究等を推進し、豊かな知性、感性及び実践力を身につけた地域及び社会に貢献できる人材を育成していくことがこれまで以上に必要となっている。

また、沖縄の豊かな亜熱帯海洋性の自然環境、歴史的風土及び伝統に根ざした個性豊かな文化は、県民の誇りであり、人を魅了し、ひきつける力「ソフトパワー」を有する。先人から受け継いだ文化を次世代に引き継ぐとともに、その魅力を世界に発信していく必要がある。

このような状況を踏まえ、公立大学法人沖縄県立芸術大学は、大学を設置し、及び管理することにより、卓越した教育研究の拠点として、沖縄文化が造りあげてきた個性の美と人類普遍の美を追究し、その成果を広く社会に還元するとともに、豊かな人間性と芸術的な創造力及び応用力を備えた人材を育成し、もって芸術文化及び地域社会の発展に資することを目的として設立されるものであり、建学の理念のもと、法人の目的を達成するために、次のとおり中期目標を定める。

第1 基本目標

公立大学法人沖縄県立芸術大学（以下「法人」という。）の目的を達成するための基本

的方向として、次のとおり基本目標を定め、これらの基本目標に基づき中期目標を定める。

1 教育研究等の質の向上に関する基本目標

教育研究等の質の向上に関する基本目標（住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する基本目標）は、次のとおりとする

(1) 教育に関する基本目標

教育の質を保証し、その改善及び向上に取り組むことにより、学生の学修の達成度と満足度を向上させるとともに、県内はもとより全国から意欲のある学生を受け入れ、専門分野における特色ある実技及び理論教育を行い、地域社会と協働した学生教育を実施することにより、芸術的な創造力及び応用力を持ち、人間性が豊かで、地域及び社会に貢献できる人材を育成する。

(2) 研究に関する基本目標

ア 教育や社会貢献の源泉となる教員自らの研究水準を高めるとともに、各専門領域及び各組織の間で連携して行う研究を推進する。

イ 沖縄文化が造りあげてきた美術、工芸、音楽、芸能等様々な芸術文化の課題やニーズに対応した研究を積極的に行うことにより、その成果を教育に反映させるとともに国内外に広く発信する。

(3) 社会貢献に関する基本目標

専門分野における特色ある実技及び理論教育による優れた人材の育成に努めるとともに、沖縄県や他の自治体、他大学、民間企業、地域の文化施設、試験研究機関等との多様な連携による地域の課題やニーズに対応した取組を推進し、その成果を広く地域及び社会に還元する。

(4) 国際交流等に関する基本目標

沖縄の地理的・歴史的特性を踏まえ、環太平洋文化圏における多様な芸術文化の実践を推進するとともに、国際的な芸術交流の活性化を図り、芸術文化を通じた国際理解と友好の促進及び学術の発展に貢献する。

2 法人運営に関する基本目標

法人運営に関する基本目標は、次のとおりとする。

(1) 業務運営の改善及び効率化に関する基本目標

学長となる理事長のリーダーシップの下、戦略的でスピード感のある柔軟な大学

運営を推進し、教育研究や社会貢献等を最大限行えるよう、ガバナンス体制の充実を図るとともに、外部有識者等の意見を踏まえて、業務の点検及び見直しを行うことにより、業務運営の改善及び効率化を図る。

(2) 財務内容の改善に関する基本目標

経営の安定化及び自由で独創的な教育研究環境の充実を図るため、科学研究費補助金等の外部研究資金の獲得に組織的・積極的に取り組むとともに、予算の効率的配分や適切な資産運用等により、財務内容の改善を図る。

(3) 教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する基本目標

ア 大学の教育研究活動の質や学生の学修成果の水準等を継続的に保証するため、自ら行う点検及び評価を定期的に実施するとともに、その評価結果を公表し、教育研究及び大学運営の改善に反映させる。

イ 大学のブランド力の向上のための戦略的な広報活動を展開する。

(4) その他業務運営に関する重要な基本目標

ア 安全かつ安心な教育研究環境及び労働環境を確保するため、安全衛生管理体制を整備し、安全衛生マネジメントを推進するとともに、中期的な視点に立った施設マネジメントの実施及び危機管理体制を構築する。

イ 内部統制の機能を強化し、関係法令等の遵守の徹底や情報セキュリティ体制の充実を図る。

ウ 多様性を尊重するとともに、人権侵害の防止対策の強化と意識啓発の徹底を図る。

第2 中期目標の期間及び教育研究上の基本組織

1 中期目標の期間

中期目標の期間は、令和9年4月1日から令和15年3月31日までの6年間とする。

2 教育研究上の基本組織

中期目標を達成するため、教育研究上の基本組織として、次のとおり学部及び研究科を置く。

学部	美術工芸学部 音楽学部

研究科	造形芸術研究科 音楽芸術研究科 芸術文化学研究科
-----	--------------------------------

第3 中期目標の期間において達成すべき目標

中期目標の期間において法人が達成すべき業務運営に関する目標は、次のとおりとする。

1 教育研究等の質の向上に関する目標

教育研究等の質の向上に関する目標（住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標）は、次のとおりとする。

(1) 教育に関する目標

ア 教育の内容及び成果に関する目標

沖縄県立芸術大学及び大学院の3つの方針（卒業又は修了の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針）に基づき、学生が「何を学び、身に付けることができるのか」を明確にし、学修の成果を学生が実感できる教育を行うことで、美術、工芸、音楽、芸能等の専門的な「学び」の意欲を高めると同時に、芸術的な創造力及び応用力を持ち、人間性が豊かで、地域及び社会に貢献できる人材を育成する。

イ 教育の実施体制等に関する目標

(ア) 在学中のみならず、卒業又は修了した後の学生の成長も見据えた「学び」の質を保証するため、確かな教育能力と研究能力を兼ね備えた教員の確保に努め、教員の適切な配置を行うとともに、教育内容や方法に関する点検及び評価を実施し、教育の質の保証を図る。

(イ) 大学教育及び芸術分野の研究の進展、時代の変化や社会の要請等を踏まえ、組織的に教育及び教員の質の向上に努めるとともに、学生の学修意欲や教育効果を高めるため、学内施設や教育備品等の計画的な整備と適切な維持管理により、教育環境の向上を図る。

ウ 学生への支援に関する目標

(ア) 多様な学生が心身ともに充実した学生生活を送り、意欲的に学修に取り組むことができるよう、学修支援、生活支援等の学生へのきめ細かな支援体制を整

備する。

- (イ) 学生が個性や能力を生かし希望した進路に進むことができるよう、キャリア支援を充実させる。

(2) 研究に関する目標

ア 研究水準及び研究成果に関する目標

- (ア) 沖縄固有の風土によって培われた個性的な芸術文化を継承しつつ、自由で多様な研究の推進を通して、新しい芸術文化の可能性を追究する。
- (イ) その研究成果を国内外に広く発信することで、芸術文化の振興及び発展に寄与する。

イ 研究の実施体制等に関する目標

- (ア) 教員の研究活動の活性化及び効率化を図るため、各専門領域及び各組織の間で連携して行う研究を推進するとともに、研究支援体制の充実を図り、研究環境整備に努める。
- (イ) 教育及び研究を一体不可分のものとして実施するため、研究の成果を教育に反映させるよう研究の質の向上を図るとともに、学長となる理事長のリーダーシップの下で、適切な予算配分を行う。

(3) 社会貢献に関する目標

ア 社会貢献に関する目標

- (ア) 地域文化を担う人材の育成やリカレント教育を積極的に進めるとともに、展覧会や演奏会、発表会等を通して、蓄積された芸術的資産及び能力を地域及び社会に還元する。
- (イ) 大学に対する社会の期待や多様なニーズに対応するため、産学官連携や大学間の連携を強化し、芸術文化振興の課題解決に向けた取組を推進することで、地域及び社会に貢献する

(4) 国際交流等に関する目標

ア 国際交流等に関する目標

- (ア) 沖縄の地理的特性をもとに、太平洋文化圏における多様な芸術文化の実態と、地域文化伝統の個性との関わりを明らかにするため、アジア地域における芸術文化の研究をはじめ、芸術教育の国際交流を推進する。
- (イ) 国際的視野に立った芸術家及び研究者を育成するため、海外の大学、研究機

関等との連携によりネットワーク基盤の強化を図り、学生の派遣や留学生の受入れ、共同研究等を推進する。

2 法人運営に関する目標

法人運営に関する目標は、次のとおりとする。

(1) 業務運営の改善及び効率化に関する目標

ア 運営体制の改善に関する目標

(ア) 学長となる理事長のトップマネジメントにより、法人全体の視点に立った迅速な意思決定を行うことのできる運営体制を構築するとともに、効果的かつ効率的な予算等の配分を行い、役員等に学外の有識者等を登用することで、戦略的で機動的な業務運営を行う。

(イ) 業務運営の適正化及び透明性を確保するため、外部有識者等の意見を踏まえて、業務の点検及び見直しを行うことにより、業務運営の改善及び効率化を図る。

イ 教育研究組織の見直しに関する目標

公立大学法人としての責務を踏まえた上で、社会情勢の変化や地域のニーズを的確に見極め、大学の強みや特色を最大限に生かした教育研究を展開するため、必要に応じて教育研究組織の見直しを行う。

ウ 人事の適正化に関する目標

(ア) 法人の自主的、自律的かつ効率的な大学運営により、教育研究活動や社会貢献を推進するため、教職員の意欲及び資質の向上につながる柔軟な人事制度を構築する。

(イ) 大学の教育研究の活性化を図る観点から、教職員の採用基準や評価基準等を定め適切に運用するとともに、優れた人材の確保に努める。

エ 事務等の効率化及び合理化に関する目標

事務組織の機能向上と事務処理の効率化及び合理化を図るため、定期的な点検を実施し、必要に応じて、組織や業務の見直しを行うほか、業務の外部委託の検討等を含め、事務手続の集約化及び簡素化を図るとともに、大学業務に精通した専門性の高い職員の育成を図る。

(2) 財務内容の改善に関する目標

ア 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標

経営の安定化及び自由で独創的な教育研究環境の充実を図るため、科学研究費補助金等の外部研究資金の獲得に組織的に取り組むとともに、収入源の見直しや新たな収入源の確保を積極的に推進する。

イ 経費の効率化に関する目標

大学における教育研究に配慮しつつ、組織運営の効率化等を図るため、役員及び教職員がコスト意識を持ち、予算の効率的な執行や業務の簡素化及び合理化、契約方法の見直し等の業務改善を行うとともに、適正な人員配置等により、経費の節減に努める。

ウ 資産の適正な運用管理に関する目標

法人の健全な運営を確保するため、保有資産を適正に管理し、及び運用する体制を整備するとともに、長期的かつ経営的視点に立った資産の効果的かつ効率的な活用を図る。

(3) 教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する目標

ア 自ら行う点検及び評価の充実に関する目標

(ア) 大学の教育研究活動の質や学生の学修成果の水準等を継続的に保証するため、自ら行う点検及び評価を定期的に行うとともに、外部からの点検及び評価を行う。

(イ) 教育研究、法人運営等、業務運営全般にわたって透明性を確保するため、その評価結果を公表するとともに、教育研究及び大学運営の改善に反映させる。

イ 情報公開の推進等に関する目標

法人の運営状況の透明性を確保し、説明責任を果たすため、法人の組織運営や大学の教育研究、社会貢献等の情報を積極的に発信するとともに、大学のブランド力の向上のための戦略的な広報活動を展開する。

(4) その他業務運営に関する重要目標

ア 施設設備の整備及び活用等に関する目標

良好な教育研究環境を保持するため、大学施設の老朽化対策、計画的な維持管理等、中長期的な視点に立った施設マネジメントを実施するとともに、各キャンパスの効率的な活用を検討する。

イ 安全管理等に関する目標

安全衛生管理体制を構築することにより、学生及び教職員が安全に安心して教育研究に取り組むことができる環境及び教職員が安全に安心して働くことができる環境を確保するとともに、災害、事故、犯罪等に対して迅速かつ適切に対応するための体制を構築する。

ウ 法令遵守に関する目標

適正な業務運営を行うため、関係法令等の遵守の徹底及び情報セキュリティ体制の充実を図る。

エ 人権の尊重に関する目標

職員等、学生及びその他関係者が、個々の人格と人権が尊重され、それぞれの能力が最大限に発揮される教育、研究、就学及び就労の環境を作り維持していくために、ハラスメント等の人権侵害に対し断固たる態度でこれを排除・防止するための体制を構築する。